毎週　火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

◎ 告　示　　所管課（室）名

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（２件）　障害福祉課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（２件）　〃
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の届出　〃
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正　産業政策課
・一般競争入札の参加者の資格等　物品管理室

◎ 公　告

・土地改良区の役員の就退任　農村整備課
・土地改良区の定款変更の認可　〃
・一般競争入札の実施　物品管理室

◎ 雑　報

・一般競争入札の実施　長崎県公立大学法人

告　　示

長崎県告示第376号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院または診療所）として次のとおり指定した。

令和２年５月15日

長崎県知事　中村　法道

指定医療機関の名称	所　在　地	指定年月日
おのクリニック	長崎市勝山町44番２号 森ビル２階	令和２年４月１日

長崎県告示第377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和２年５月15日

長崎県知事　中村　法道

指定医療機関の名称	所　　在　　地	指定年月日
株式会社ミヤケファーマシー　かもめ調剤薬局	長崎市万屋町６－17	令和２年４月１日
ゆたか調剤薬局	佐世保市本島町２－16	令和２年４月１日
ココカラファイン薬局　銅座町店	長崎市銅座町３番12号　１Ｆ	令和２年５月１日
新生堂薬局　重工記念長崎病院前店	長崎市大谷町１番１号	令和２年５月１日
セレケア薬局　吉岡支店	佐世保市吉岡町1745-２	令和２年５月１日

長崎県告示第378号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和２年５月15日

長崎県知事　中村　法道

指定医療機関の名称	所　　在　　地	更新年月日
かなでクリニック	佐世保市下京町７－18	令和２年５月１日

長崎県告示第379号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和２年５月15日

長崎県知事　中村　法道

指定医療機関の名称	所　　在　　地	更新年月日
ライン薬局	長崎市花園町１番16号	令和２年５月１日
朱雀薬局	長崎市滑石３－19－21　のぞみハイツ102号	令和２年５月１日
スカイ薬局	西彼杵郡時津町浦郷443-８	令和２年５月１日
正和薬局	長崎市油木町８番－53号	令和２年５月１日
うおのめ薬局	南松浦郡新上五島町榎津郷215	令和２年５月１日

長崎県告示第380号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和２年５月15日

長崎県知事　中村　法道

	指定医療機関の名称	所　在　地	変更年月日
新	うえだ記念内科クリニック	なし	令和２年４月１日
旧	うえだ内科・脳神経内科クリニック	大村市諏訪１丁目670番地１	
新	あずさ薬局　水の浦店	長崎市大谷町２番１号	令和２年５月１日
旧	あずさ薬局　飽の浦店	長崎市飽の浦町１番74号	

長崎県告示第381号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和２年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和２年５月15日

長崎県知事　中村　法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表（第２条関係）

企業振興課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～５　略					
6	長崎県企業誘致特別強化対策事業補助金	企業が求める高度人材確保につながる取組を支援することで、企業誘致の促進を図る。	高度人材確保の支援に要する経費	10分の10以内	公益財団法人長崎県産業振興財団
７～21　略					

経営支援課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～６　略					
7	緊急資金繰り支援資金利子補給補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している企業の金利負担の軽	「緊急資金繰り支援資金」の融資を受けるに当たり、当初３年間に支払った約定利子の全額ただし、利子補給に関する基準は知事が別に定	10分の10以内	知事が適当と認める県内中小企業者及び金融機関

改正前

別表（第２条関係）

企業振興課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～５　略					
6	長崎県企業誘致特別強化対策事業補助金	人材検索システムを活用し、企業の要望に沿った人材情報を提供することで、企業誘致の促進を図る。	人材検索システムの利用に要する経費	10分の10以内	公益財団法人長崎県産業振興財団
７～21　略					

経営支援課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～６　略					

		減を図る。	める。		
8	地域産業再起支援補助金	サービス産業事業者の事業継続、再起に向けた取組や対人接触を回避した新たなサービスの導入・開発等を支援する。	補助対象者が雇用を維持し再起を図る取組や、感染リスクを軽減した新たなサービスへの転換を図るために要する経費	４分の３以内	知事が適当と認める県内中小企業者等
9	無人キャッシュレス店舗経営支援補助金	対人接触機会が少なく生産性の高い無人キャッシュレス店舗の経営を支援する。	空き店舗や空きスペース等を活用して無人キャッシュレス店舗経営を開始する事業者の、店舗設置から営業開始までに必要なシステム導入等に要する経費	４分の３以内	知事が適当と認める県内商店街組合、民間団体、中小企業者等

若者定着課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略				
2	県内就職促進キャンペーンテレビコマーシャル制作補助金	県内企業の認知度向上による若者の県内就職促進を図る。	県内企業が人材確保と認知度向上を目的としたテレビコマーシャルに要する制作費用及び放送費用	10分の２以内。ただし20万円を限度とする。	県内に事務所又は事業所を有する企業等
3	ながさきUIJターン就活旅費補助金	学生が長崎県内就職に向けた活動を行う際に要する経費を補助することで長崎県内就職促進を図る。	長崎県内就職に向けた活動への参加に要する旅費及び宿泊費	対象経費の実費と地域ごとに別に定める上限額のうち、低い方の額	県外に居住し、県外の大学等に在籍する学生

若者定着課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略				
2	県内就職キャンペーンテレビCM制作補助金	県内企業の認知度向上による若者の県内就職促進を図る。	県内企業が人材確保と認知度向上を目的としたテレビCMに要する制作費用及び放映費用	10分の２以内。ただし20万円を限度とする。	県内に事務所又は事業所を有する企業
3	ながさきUIJターン就活旅費補助金	学生が長崎県内就職に向けた活動を行う際に要する経費を補助することで長崎県内就職促進を図る。	長崎県内就職に向けた活動への参加に要する旅費及び宿泊費	対象経費の実費と地域ごとに別に定める基準額のうち、低い方の額	県外に居住し、県外の大学等に在籍する学生

雇用労働政策課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～６　略					
7	長崎県緊急雇用維持助成金	中小企業における失業の予防と雇用の安定を図る。	雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第102条の３に規定する雇用調整助成金等の交付の対象となる休業手当等	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	知事が適当と認める県内中小企業者等
8	テレワーク導入助成金	中小企業におけるテレワークの導入促進を図る。	労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第39条に規定する働き方改革推進支援助成金テレワークコース等の交付の対象となる経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	知事が適当と認める県内中小企業者等

雇用労働政策課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～６　略					
7	長崎県緊急雇用維持助成金	中小企業における失業の予防と雇用の安定を図る。	雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第102条の３に規定する雇用調整助成金等の交付の対象となる休業手当	予算の範囲内で知事が別に定める基準による	知事が適当と認める県内中小企業者等

長崎県告示第382号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和２年５月15日

長崎県知事　中村　法道

１　調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

①　２入札第19号　　教職員事務用パソコン（県北地区①）　　128台
②　２入札第20号　　教職員事務用パソコン（県北地区②）　　162台
③　２入札第21号　　教職員事務用パソコン（県北地区③）　　160台
④　２入札第22号　　教職員事務用パソコン（県北地区④）　　155台
⑤　２入札第23号　　教職員事務用パソコン（島原地区）　　28台

２　競争入札に参加することができない者

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しないものである。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

⑶　この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

⑷　競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

⑸　営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

⑹　原則として１年以上の営業実績を有しない者

３　入札を希望する者の資格審査申請の方法等

⑴　申請の時期

この告示の日から令和２年５月29日までとする。

⑵　申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から⑸に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

⑶　申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。

ア　法人にあっては、次の㋐及び㋑

㋐　登記簿謄本

㋑　前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ　個人にあっては、次の㋐、㋑及び㋒

㋐　本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

㋑　指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

㋒　前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ　県税に関し未納がないことを証する証明書

エ　消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ　営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ　印鑑届（様式第２号）

キ　口座振替申込書（様式第３号）

ク　取扱品目明細書（様式第４号）

ケ　代理店、特約店等の契約明細書（様式第５号）

コ　物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第９号）

サ　指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）

シ　その他知事が必要と認める書類

⑷　申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

⑸　申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850－8570長崎市尾上町３－１

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095－895－2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕https://treasury.pref.nagasaki.jp/

４　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第６号）により通知（郵送）する。

５　指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第１項第９号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人及び同条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第２条第１項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第１条第１項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。

６　３の⑵、３の⑶のカからサまで、４及び５に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7　資格の有効期間及び更新手続

⑴　入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和４年９月30日までとする。

⑵　有効期間の更新手続

⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和４年７月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8　資格の取消し等

⑴　競争入札参加者の資格を有する者が２の⑴又は⑶に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

⑵　競争入札参加者の資格を有する者が２の⑵に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は３年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

⑶　資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は３年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公　　告

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山川内土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和２年５月15日

長崎県知事　中村　法道

就任役員 理事		退任役員 理事	
氏名	住所	氏名	住所
松尾　明人	諫早市多良見町山川内195	中川　一範	諫早市多良見町山川内1050イ－２
林田　孝二	諫早市多良見町元釜639-14	小林　新二	諫早市多良見町舟津1733
山口　光昭	諫早市多良見町舟津1610	武藤　正弥	諫早市多良見町山川内1050
林田　博文	諫早市多良見町元釜639－２	坂本　誠博	諫早市多良見町山川内134
松本　勝則	諫早市多良見町山川内148	相川　雅美	諫早市多良見町山川内1157
武藤　　隆	諫早市多良見町山川内1048－１	林田　秀文	諫早市多良見町元釜800
就任役員 監事		退任役員 監事	
林田　一利	諫早市多良見町元釜804	井手　光春	諫早市多良見町野川内1449
尾﨑　大祐	諫早市多良見町中里50－１ インフィニティールーチェ102	田崎　貴則	西海市西彼町上岳郷611

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和２年３月

26日総会議決）を認可した。

令和２年５月15日

長崎県知事　中村　法道

土地改良区名　　駄野土地改良区
認可年月日　　令和２年４月30日

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和２年５月15日

長崎県知事　中村　法道

１　一般競争入札に付する事項

⑴　購入物品及び数量

①　２入札第19号	教職員事務用パソコン（県北地区①）	128台
②　２入札第20号	教職員事務用パソコン（県北地区②）	162台
③　２入札第21号	教職員事務用パソコン（県北地区③）	160台
④　２入札第22号	教職員事務用パソコン（県北地区④）	155台
⑤　２入札第23号	教職員事務用パソコン（島原地区）	28台

⑵　購入物品の特質等

仕様書による。

⑶　納入期限

令和３年３月19日

⑷　納入場所及び条件

仕様書による。

⑸　入札の方法

前記⑴の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑶　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

⑷　この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

⑸　この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

３　入札参加資格を得るための申請の方法等

２の⑶に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合先

（名称）長崎県出納局物品管理室
（住所）〒850－8570 長崎市尾上町３－１
（電話）095－895－2884

（提出期限）令和２年５月29日　17時00分

4　当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850－8570　長崎市尾上町３－１

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095－895－2881

5　契約条項を示す場所

４の部局等とする。

6　入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（https://treasury.pref.nagasaki.jp/）において、掲載する。

7　一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和２年６月25日　17時00分

8　同等品承認願の提出場所及び提出期限

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和２年６月16日　17時00分

9　入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10　入札の場所及び期日等

（場所）長崎県庁行政棟１階入札室

（期日）令和２年６月26日　10時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に４の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

（受領期限）令和２年６月25日　17時00分（必着）

（提出先）長崎県出納局物品管理室

（その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

11　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

免除する。

⑵　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

12　入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13　入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の⑴から⑽までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、⑺及び⑮から⑲までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

⑵　一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

⑶　入札者が法令の規定に違反したとき。

⑷　入札者が連合して入札をしたとき。

⑸　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

⑹　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。
⑺　入札書が所定の日時までに到達しないとき。
⑻　指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑼　長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑽　同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
⑾　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。
⑿　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
⒀　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
⒁　入札書に記載された金額が訂正されているとき。
⒂　入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
⒃　代理人が入札したとき。
⒄　外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
⒅　内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
⒆　内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
⒇　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14　落札者の決定方法
⑴　長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
⑶　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
⑷　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15　その他
⑴　契約書の作成を要する。
⑵　この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書４に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
⑶　調達手続の停止等
　この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
⑷　その他、詳細は入札説明書による。

16　Summary
⑴　Nature and quantity of the products to be purchased：
　① Faculty staff office computers (Kenhoku area ①)，128 units
　② Faculty staff office computers (Kenhoku area ②)，162 units
　③ Faculty staff office computers (Kenhoku area ③)，160 units
　④ Faculty staff office computers (Kenhoku area ④)，155 units
　⑤ Faculty staff office computers (Shimabara area) ，　28 units
⑵　Delivery period:
　March 19, 2021
⑶　Delivery place:
　① Prefectural high schools in Kenhoku area ①
　② Prefectural high schools and Prefectural special needs school in Kenhoku area ②
　③ Prefectural junior high school, Prefectural high schools in Kenhoku area ③
　④ Prefectural high schools and Prefectural special needs schools in Kenhoku area ④

⑤ Prefectural high school in shimabara area

⑷ Time-limit for tender by registered mail：
５:00 p.m. June 25, 2020

⑸ Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. June 26, 2020

⑹ Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
３-１ Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL．095－895－2881

雑　　報

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について制限付一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和２年５月15日

長崎県公立大学法人　理事長　稲永　忍

１　一般競争入札に付する事項

⑴　調達物品の名称及び数量
長崎県立大学佐世保校書庫ハンドル式移動棚一式

⑵　調達物品の特質等
ハンドル式移動棚仕様書による。

⑶　納入期限
令和２年８月28日（金）

⑷　納入場所
長崎県佐世保市川下町123　長崎県立大学佐世保校管理棟２階書庫

⑸　入札の方法
前記⑴の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

⑴　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第３条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第１項の規定に該当しない者である。

⑵　ア又はイに該当する者であること。

ア　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。

イ　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第２条第２項に定める資格を得ていること。

⑶　この公告の前日において県内企業（長崎県内に本店が登記されている企業及び長崎県内に店舗等を保有して営業している個人をいう。）であること。又は、この公告の前日において県外企業（登記簿上、本社の住所が長崎県外になっている企業をいう。）であっても、長崎県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業であること。

⑷　この公告の日から９の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

⑸　この公告の日から９の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

３　入札参加資格を得るための申請の方法等

２の⑵に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、２の⑵のイの資格を得るため、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、４の部局へ提出すること。

なお、審査の結果については、以下の提出期限の日から９の入札期日までの間に文書で通知する。

（申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先）４の部局とする。

（提出期限）令和２年５月20日（水）17時00分

4　当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒858-8580　長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県公立大学法人事務局総務課建設整備グループ

（電話）0956－59－6778

5　契約条項を示す場所

４の部局とする。

6　入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和２年５月15日（金）17時00分までの間（大学の休日を除く。）

（場所）４の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角２サイズ）及び切手（140円）を同封のうえ、４の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7　同等品承認申請の提出期限及び場所

（提出期限）令和２年５月20日（水）17時00分

（場所）４の部局とする。

8　入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9　入札・開札の場所及び期日等

（場所）長崎県立大学佐世保校大学院棟２階　616教室

（期日）令和２年５月28日（木）　14時00分開始

入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に４の部局に確認すること。

10　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

徴しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の５の金額を徴する。

⑵　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２件以上締結し、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

11　入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12　入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の⑴から⑼により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

⑵　入札者が法令の規定に違反したとき。

⑶　入札者が連合して入札をしたとき。

⑷　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

⑸　入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

⑹　入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
⑺　指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑻　長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑼　納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
⑽　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。
⑾　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
⑿　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
⒀　入札書の首標金額が訂正されているとき。
⒁　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13　落札者の決定方法

⑴　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第５条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
⑶　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
⑷　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

14　その他

⑴　契約書の作成を要する。
⑵　その他、詳細は入札説明書による。

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四

印刷所　長崎市樺島町八番十二号　株式会社クイックプリント
印刷人　寺田宏弥